

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が住民主体の地域福祉活動の指針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 策定委員会は、次の事項を行う。

- (1) 活動計画の策定に必要な調査研究に関すること
- (2) 活動計画の策定に関すること
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 町内会又は町内団体等に所属する者
- (2) 民生児童委員
- (3) ボランティアグループに所属する者
- (4) 福祉事業に携わる者
- (5) 社会福祉に関して識見を有する者
- (6) 福祉行政機関の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報 告)

第7条 委員長は、活動計画について必要に応じ、社協会長に報告するものとする。
この場合において、社協会長からの求めに応じて必要な説明を行わなければならない。

(検討部会の設置)

第8条 策定委員会に委員が必要と認める場合は、福祉活動に知識と経験を有する者で構成する「活動推進検討部会」を設置することができる。

(庶 務)

第9条 策定委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。